

## 兵庫医科大学西宮キャンパス 安全衛生委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、安全衛生管理組織規程第8条の規定に基づき、西宮キャンパスの安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

### (構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、第1号委員を除く委員数を合計した半数は、労働者の過半数代表者の推薦がなければならない。

- 1 総括安全衛生管理者
- 2 産業医 若干名
- 3 衛生管理者 若干名
- 4 メンタルヘルス担当者 1名
- 5 次の職種の教職員で、安全衛生に関し経験を有する者
  - イ 基礎・教養系教育職員 1名
  - ロ 臨床系教育職員 2名
  - ハ 看護系技術職員 2名
  - ニ その他技術職員 2名
  - ホ 事務職員 2名

- ② 前項第2号から第4号委員は、総括安全衛生管理者が推薦し、理事長が指名する。
- ③ 前項第5号委員は、労働者の過半数代表者の推薦でもって、理事長が指名する。
- ④ 第1項のほか、委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聴くことができる。

### (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号の委員がこれにあたる。

### (招集)

第4条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 委員会の委員は、必要あるときは会議に付議すべき事項を示して、委員長に委員会の招集を求めることができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。

- ② 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (開催)

第6条 委員会は、毎月定期的を開催するほか、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

### (協議事項)

第7条 委員会は、次の各号の事項について調査・分析し、対策等を立案する。

- 1 教職員の危険及び健康障害の防止に関すること
- 2 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に関すること
- 3 教職員の健康の保持増進措置に関すること
- 4 教職員の健康診断に関すること
- 5 教職員の精神的健康保持増進に関すること
- 6 快適な職場環境の形成に関すること
- 7 教職員の長時間労働による健康障害の防止に関すること
- 8 その他、教職員の安全衛生管理に関すること

(報告)

第8条 委員長は、委員会終了後、すみやかにその協議事項の結果を理事長に報告する。

② 兵庫医科大学保健管理センター（以下「保健管理センター」という。）は委員会議事録を学校法人兵庫医科大学ホームページの教職員専用ページに掲載し、教職員に議事内容を周知する。

(運営)

第9条 委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、保健管理センターにおいて行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会の意見を聴いて常務会が行う。

附 則

この規程は、昭和49年6月24日から施行する。

附 則

この改正は、昭和61年4月28日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。（構成員数の明確化及び協議内容の追加）